

第1章 計画の概要

1

計画策定の趣旨と背景

我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和13年（2031年）に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人となり、令和52年（2070年）には8,700万人になると推計されています。

総人口が減少する中でも65歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、その数は令和19年（2037年）に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。令和25年（2043年）以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年（2070年）には国民の2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されています。

平成12年（2000年）に創設された高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度は、創設から20年以上が経過し、近年では介護サービスの需要増加に伴う介護サービス費の増加や介護従事者の人材不足等、様々な課題に直面しています。代表的なものとしましては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）における地域包括ケアシステムの構築、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた地域共生社会の形成が喫緊の課題とされています。

本市においても、総人口が減少している一方で、総人口に占める65歳以上の高齢者は、令和22年（2040年）には4割を超える勢いで増加すると予想されています。高齢者人口が増加する中であっても社会制度を持続していくためには、限りある社会の資源を有効に活用し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させていくことが必要です。

本市では、「第8期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）において、基本テーマ「高齢者になっても住み慣れた地域のなかで、健康で安心して生きがいを持って暮らせる地域社会の実現」を定めて、様々な取組を進めてきました。前計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行って、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに令和6年度（2024年度）から同8年度（2026年度）の3年間を期間とする「第9期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体として策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

「老人福祉計画」

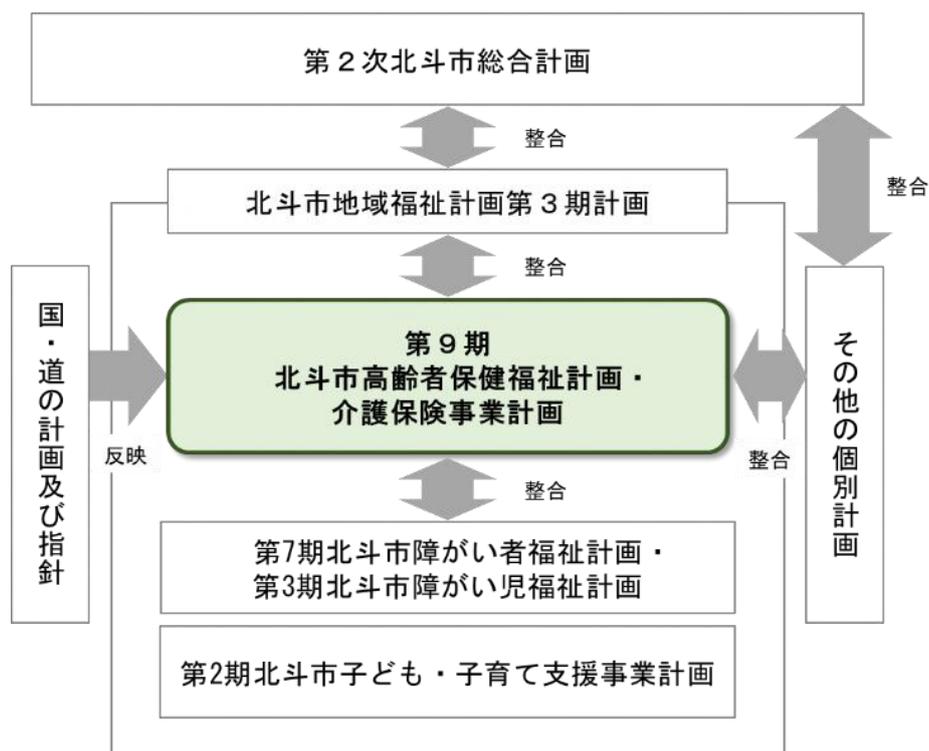
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における高齢者を対象とする支援事業や施策全般の方向性を定める計画です。

「介護保険事業計画」

介護保険サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込み、保険料の算定等に係る内容になっていて、介護保険事業運営の基礎となる計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画は、北斗市まちづくりの基本構想及びこれに基づく基本計画を定めた「第 2 次北斗市総合計画」の高齢者福祉分野の個別計画、高齢者全般に係る施策を総合的に展開し、「誰もが幸せで輝くまちづくり」を目指すとともに、高齢者保健福祉に関連する国・道並びに各所管で定める障がい者福祉計画などの関連計画と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいくこととします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間とします。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を含むものであり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つ計画です。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	…	…	令和21	令和22	令和23
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	…	…	2039	2040	2041
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	前計画 (第8期計画)			本計画 (第9期計画)			第10期計画			第11期計画						

4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、高齢者の生活を24時間体制で支えていくためには、市内をいくつかの圏域に分け、より地域に密着した施策の展開を図っていくことが必要です。

介護保険制度の中では、地域密着型サービスの基盤整備や地域包括支援センターにおける活動を、日常生活圏域を単位として実施していくこととしており、本市においても、高齢者に対する介護・福祉・保健サービスの展開にあたっては、日常生活圏域を単位として施策の展開を図ることとしています。

日常生活圏域の設定については、住民の生活行動範囲を意識した、細かな設定を理想としますが、これまでの住民の生活形態、地域づくり活動や歴史的背景などを踏まえ、また、住民にとって馴染みのある、分かりやすいものとするため、北斗市では、旧行政町を単位とした圏域を設定し、「上磯地区（旧上磯町全地域）」及び「大野地区（旧大野町全地域）」をそれぞれ1圏域として設定しています。



5

計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会条例（平成18年2月1日施行）に基づき、保健・医療関係、地域福祉関係、介護保険事業関係の各分野の代表者、学識経験者などによる委員10名で構成する「北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会」を設置し、各分野の委員より専門的な立場からのご意見を頂きながら、計画内容に関する様々な事項について協議を行ってきました。

(2) アンケート調査の実施

今回見直す計画の課題やニーズを把握するため、高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」及び介護サービス事業所を対象とした「介護人材実態調査」「居所変更実態調査」「在宅生活改善調査」を実施しました。